

皆様 あけましておめでとうございます 本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

●男性の育児休業取得が促進されます

政府は、2019年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討してきました。今回はその中で2020年12月14日に議論が行われた、少子化対策についてみていきます。

社会保障検討会議では少子化対策として、①不妊治療の保険適用、②待機児童対策、③男性育休促進について議論がまとめられましたが、民間企業に対して一番関係があるのが、③の男性の育児休業の取得促進についてではないでしょうか。政府は、2020年度から男性国家公務員には1か月以上の育児休業の取得を求めています。今後は民間企業に対して、男性の育児休業取得を促進するため、下記の具体的な取り組みが行われます。

① 出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みを導入すること
② 本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置や、研修・相談窓口の設置等の職場環境の整備等について、事業主に義務付けること
③ 男性の育児休業取得率の公表を促進すること

政府は、上記について検討し、労働政策審議会において結論を取りまとめ、来年2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る予定です。

2020年に厚生労働省が公表した、2019年度の男性の育児休業の取得率は、7.48%となっており、決して高い数字ではないものの、近年は毎年上昇しています。男性も要件を満たした場合は、育児休業の取得や、育児休業給付金の受給、育児休業期間中の社会保険料免除の制度等を利用することができ、これらの制度も少しずつですが、認知が進んでいる印象です。

育児休業の制度について、ご不明点等ございましたら担当までご相談ください。

竹田 卓郎